

## ●教育委員会体罰根絶アクションプランの取組状況(全体版)

令和3年10月1日現在

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			本年度における主な取組内容及び今後の課題等
		取組済	一部取組済	検討中	
<b>1 体罰が発生する背景・組織風土の課題</b>					
(1) 体罰に関する教員の意識、体罰を起こしたことそのもの、体罰を起こした後の対応	① 体罰は認められないという人権意識の徹底	人権(「体罰」防止含む)研修徹底、児童生徒に対する指導スキルの向上やアングラマネジメントに関する研修実施	○		令和2年度と同様に管理職、部活動関係教職員、一般の教職員を対象にした研修を各2回、合計6回を実施予定であり、8月までに各1回、計3回実施した。また、実施前には学校訪問により意見交換を行い、研修内容の充実に活かすようにした。
	② 学校管理職や保護者への適切な報告	サービスに関する学校向け通知や「(仮称)部活動指導者ハンドブック」に、体罰が発生した場合に、学校管理職や保護者に対し適切に報告する義務があることを明記		○	研修資料及び通知文において、随時周知を図ったほか、令和3年7月に策定した尼崎市体罰等防止ガイドライン(2-(2)-②参照)に報告にかかるルール等について明記した。 尼崎市体罰等防止ガイドライン及び次項③に掲げる部活動方針の内容を更にわかりやすくまとめた「(仮称)部活動指導者ハンドブック」を今後作成する予定である。(4-(2)-①参照)
	③ 教育委員会及び学校版部活動方針の策定等	高校における体罰等の根絶方針等の必須事項を含め部活動方針を新設すること、中学校では既に策定されている部活動方針に、学校における部活動の意義等を盛り込むこと	○		高等学校にかかる部活動方針を新たに作成するとともに、現在の中学校部活動方針を改訂した。 本方針に基づき、引き続き各学校単位及び部活動単位での活動方針をそれぞれ次のようなスケジュールで作成予定である。 中学校 ・各学校単位…作成済みで各校のHPで公開中 ・部活動単位…各学校ごとに管理職に提出している。 高等学校 ・各学校単位…令和3年度中 ・部活動単位…令和3年度中
	④ 各部活動単位の部活動方針の策定等	教育委員会及び各学校が策定した「部活動の活動方針」を踏まえ、各部活動単位においても「部活動の方針」を策定等		○	
<b>2 人事の仕組みや服務上の課題</b>					
(1) 市立高校における教員人事の流動性の確保について	① 市内市立高校間の異動の活性化	定期的な人事異動は、当該教員が新たな知識や技能を学び、学校組織に新しい風を吹き込む意味でも重要であるが、市立高校については、限られた学校数や専門学科の実態から硬直した状態が長年続いており、部活動顧問についても長年同一教員が行うケースが見受けられる。 可能な限り、計画的に人事異動を行っていくことが望ましい。		○	学校教育の充実を図り、各高校の特色ある教育の推進に向けた人材の配置を行うため、積極的に市立高校間の異動を行っていくという方針のもと、校長会等において同一校における長期勤務者の計画的異動を積極的に進めることについて協議を重ねている。 学校数が少ない上に、専門学科の設置や各校の特色がそれぞれ異なるため、困難な状況ではあるが、学校現場と教育委員会事務局間で人事交流も含めて、適材適所の人事配置の観点から検討し、令和3年度は9名の教員の異動を行った。
	② 県市間交流の活性化		○		県教委とは定期的に協議を重ね、県市間交流の活性化を強く要望している。令和3年度は県から市へ2名、市から県へ4名の異動が実現しており、新規採用教員についても5名の教員が市立高校に配置された。
	③ 他都市市立高校との交流の促進			○	
(2) 体罰行為を行った教員への対応	① 「指導から外す」際の除外指針の策定	体罰による児童生徒への影響や、保護者の不安・不信、その他円滑な学校運営上の観点から、処分決定前であっても、一時的に授業や部活動指導から外すことができる公平・公正な仕組みと教員への事前周知が必要		○	部活動中の体罰により懲戒処分を受けた場合は原則部活動を行わせないことや復帰の条件等について尼崎市体罰等防止ガイドラインに明記した。
	② 体罰等ガイドラインの策定	体罰が何故許されないのかということ、子どもの人権や成長に与える影響等の観点からわかりやすく示すとともに、体罰や暴言、ハラスメント行為、その他不適切な指導の具体的な例を示すことで、教員が体罰等によらない指導を行うための行動指針とするため、「体罰等ガイドライン」の策定を行うこと。		○	体罰等が子ども達に対する著しい人権侵害であることを明確にする中で、体罰等の定義、指導と体罰の違い、体罰等が生じる背景やその防止策など、指導に携わる者にとつての総合的な指針としてまとめた尼崎市体罰等防止ガイドラインを令和3年7月に策定した。
	③ 尼崎市教育委員会懲戒処分標準例(市費教員版)の作成	市費教職員の懲戒を想定した「尼崎市教育委員会懲戒処分標準例」を策定し、今後の統一した処分等の指針とすること。		○	「尼崎市教育委員会職員の懲戒処分に関する指針」等を策定済市ホームページにおいても公開している。 令和2年7月1日付施行
	④ 悪質な体罰を行った教員に対する告発	体罰の程度がひどく、明らかに傷害や暴行罪が成立することが疑われる場合は、本人や保護者等からの被害届の提出の有無に関わらず、刑事訴訟法の趣旨にのっとり教育委員会や学校が告発すべきである。		○	尼崎市体罰等防止ガイドラインの中に、悪質な体罰が生じた場合の告発方針やそのプロセスについても盛り込んだ。

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			
		取組済	一部取組済	検討中	
<b>3 学校の危機管理から見た課題</b>					
(1) 学校の危機管理体制の課題整理	① 各学校緊急対応マニュアルの見直し(「傷病者」の定義の記載含む)と周知徹底・提示	各学校で作成している緊急対応マニュアルを部活動にも対応した内容に見直しするとともに、「傷病者」の定義について、共通理解できるようマニュアル整備すること。また、全教職員に対し研修実施など、活用できる体制整備を行う。	○		令和2年4月に教育委員会において「学校園事故報告要領」の見直しを行い、事故報告書を委員会に上げるべき内容や救急搬送の有無について一人で判断しないようなどを整理した。また、高等学校部活動方針においても緊急連絡体制危機管理マニュアルを新たに盛り込んだ。
	② 救護義務違反をした教員に対する服務監督上の取り扱いの厳格化	授業や部活動指導から一時外した上で再教育を行ったり、懲戒の対象したりするなど、その身分の取り扱いの厳格化についても検討すること。	○		尼崎市体罰等防止ガイドラインにおいて「体罰発生時の対応」の項を設け、救護を含む児童生徒への初期対応、学校長等への迅速な報告、適切な保護者対応等について明記した。今後、これに反する行為があった場合は厳格に対処していく。
<b>4 教育現場への支援体制の充実</b>					
(1) 教員が教育活動に打ち込めるためのゆとりづくり	① 部活動時間の制限や一定の休養日の義務付け	教員(顧問)の長時間労働は、さまざまな教育への悪影響を与えており、(生徒と同様)その負担の軽減のためにも部活動の活動時間に一定の制限を設けるべきである。	○		中学校部活動方針を改訂し、改めて部活動時間の制限や一定の休養日を義務付けを徹底するとともに、高等学校においては新たに高等学校部活動方針を策定し同様のルールについて明記した。 【中学】 ・週当たり2日以上(ノ部活デ-)を設ける。 ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。 【高校】 ・週当たり1日以上(ノ部活デ-)を設ける。 ・1週間の活動時間は、22時間程度とする。
	② 部活動指導員等の外部指導員の充実	平成29年4月の学校教育法施行規則の改正により制度化された「部活動指導員」を積極的に活用するなどして、教員の部活動指導の軽減や専門性の確保に向けた取組を進めていく必要がある。	○		部活動指導員に関しては、令和元年度及び令和2年度とも5人を配置している(何れも顧問の補助)。令和3年度も5人を配置した。 外部技術指導者については、令和2年度は51人配置し、令和3年度は44人配置している。増員は予算や人材確保の関係で困難であるが、今後更なる人材の確保策と顧問としての活用について検討していく。
	③ 部活動の在り方の再検討	中長期的な観点から、学校内の運動部活動を地域スポーツ団体に委ねたり、外部委託化するなど、運動部活動の学校における位置づけの再構築に向けた検討を進めてもらいたい。	○		将来的な部活動改革の方向として認識しているが、受け手となる団体等、地域のスポーツ環境の把握をはじめ多岐の意見を聞く必要があることから、中学校校長会会長と中体連会長より意見を聞き、現場の声を聞く準備をしている。
(2) 教員(顧問)の指導技術向上	① (仮称)部活動指導者ハンドブックの作成・配布等	教員(顧問)が、困ったときの助けとなるよう、あるべき指導者像、脳震盪等の緊急時の対応の基礎基本等についてわかりやすくまとめたハンドブックを作成	○		体罰等防止ガイドライン、部活動方針を参考に、部活動顧問が携行し研修や指導の現場で必要に応じ活用が出来るハンドブックを令和3年度中に作成する。
	② 部活動指導者に関する定期的な研修の実施	元トップアスリートやスポーツ指導の研究者等を講師として招き、最新の指導理論等について学ぶことができる機会を設けることも重要	○		1-(1)-①参照 なお、専門家講師の招へいやトップアスリート等との交流については、市尼校体育科改革においても盛り込むこととしている。また、令和2年度に課外クラブ指導者研修会をオンラインで実施し、令和3年度においても同研修会を11月に実施予定としている。
	③ スポーツ指導者に関する資格等の取得促進	教員(顧問)の指導力向上のため「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者」等の専門資格の取得促進について検討すること	○		部活動における指導力の向上については、各顧問の経験や考え方のみに頼らず組織的に取り組んでいくことが望まれるが、部活動指導の職務上の位置づけが曖昧な中では、取得促進のために公費や時間を割くことの意義の整理が難しい。 よって今後教員自ら部活顧問を務めることの必要性について部活動指導員へのシフトや外部委託化の方向性とも併せて検討していく。(4-(1)-②及び③参照)
	④ 大学院等への長期派遣等研修の実施	本市教育水準の向上のため、市費教職員に対し、大学院派遣制度の創設も含めた取組を検討すべき	○		令和2年1月24日「市立高等学校教員の大学院等研修派遣制度取扱要項」を策定、令和2年4月より1名を大阪体育大学大学院へ派遣中(令和3年度末まで)。今後も定期的な派遣を行う予定である。
	⑤ 「(仮称)グッドコーチ賞」の創設	優れた部活動指導者に対し、教育委員会が表彰する仕組みを創設すべき	○		学校での取り組みについて、所管課から推薦をもらうなど、(仮称)部活動指導者ハンドブック等を遵守した模範となる取組に対する表彰制度の創設に向け、運用に向けた仕組みづくりを検討する。

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性		取組状況			
			取組済	一部取組済	検討中	
(3) 萎縮防止等のためのサポート・相談体制	① 教員向け外部相談窓口の充実	いくしあ教育相談の活用など	○			<p>・県の「指導の重点」や「いくしあ」の案内の配布・周知</p> <p>・教育相談カウンセラーや児童専門ケースワーカー、作業療法士等の各校へのアウトリーチについて取組中</p> <p>教育相談については児童生徒および保護者だけでなく教員等、児童生徒に関わるすべての人を対象としている。</p>
	② 「いくしあ」と連携した取組の充実及びスクールソーシャルワーカーの積極的活用	「いくしあ」内の発達相談支援や、福祉関係部局との連携、スクールソーシャルワーカーの積極的活用により、児童生徒の理解に悩む教員への理解増進への支援等	○			<p>【スクールソーシャルワーカー】</p> <p>令和2年度から6名を12名に増員し、全中学校区へ配置することによって、更なる教育相談体制の充実と福祉的視点による連携支援の拡充を図る。</p> <p>・令和3年度からは、9名のSSWを幼・小・中・高の33校・園に拠点巡回配置し、支援体制の拡充を図った。</p> <p>・児童生徒の特性やアセスメント結果に基づく指導・支援方法について、教員への助言指導の実施</p> <p>・児童生徒理解のための教職員向けの研修の実施</p> <p>・令和3年度より、市立尼崎高校には、SSWを配置し、校内体制の整備に向けた連携対応を推進している。</p> <p>【その他】</p> <p>・発達相談支援課に所属する医師や心理士等の専門家による児童生徒のアセスメントを実施</p>
(4) 体罰防止研修の充実	① 幅広い分野にわたる研修の充実	体罰や子どもの人権、ハラスメント、アンガーマネジメントなどに関する研修を組み入れることや、市長部局実施の研修への教員の受入	○			<p>(学び支援課)</p> <p>令和2年度と同様に次の取組を行う。</p> <p>【特別研修】</p> <p>外部の専門機関に委託して、体罰防止に向けた特別研修を実施した。</p> <p>今年度は、対象を①管理職、②部活動関係教職員、③一般の教職員の3つに分け、それぞれの研修を前期・後期に分けて年間2回ずつ(計6回)実施する。</p> <p>1 体罰防止マネジメント研修</p> <p>(1) 前期 7月30日(金)、管理職(全校園)</p> <p>(2) 後期 11月(予定)、管理職(全校園)</p> <p>2 体罰防止指導方法研修</p> <p>(1) 前期 8月4日(水)、部活動指導教職員(中・高)</p> <p>(2) 後期 12月(予定)、部活動指導教職員(中・高)</p> <p>3 体罰防止アンガーマネジメント・ストレスコントロール研修</p> <p>(1) 前期 8月5日(木)、一般教職員(全校園)</p> <p>(2) 後期 12月(予定)、一般教職員(全校園)</p> <p>前期の各研修において「体罰等防止ガイドライン」の内容周知も図った。</p> <p>【人権研修】</p> <p>今年度の夏季研修として、子どもの権利条約、LGBTQ、多文化共生等をテーマとした人権研修を実施した。</p> <p>今後、市長部局の実施している職員人権研修への学校教職員の参加についても進めていく。</p>
	② 研修成果の教育現場への還元		○			<p>研修内容については、受講者が、各学校園で伝達・情報提供等を行い還元している。また、8月にシステム更新が完了した教職員用端末の機能等も活用する中で研修資料や研修内容の共有等、研修効果が幅広く還元させるしくみを充実させていく。</p>

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			
		取組済	一部取組済	検討中	
5 スクールガバナンスと部活動					
(1) 学校管理職によるガバナンスの強化について	① 管理職と部活動顧問の権限と責任を明確化	管理職と顧問間の命令・受命・復命関係の徹底		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>部活動運営に関し、学校長と部活動顧問の権限と責任について関係課と調整のうえ、整理・明確化し周知していく。</li> <li>部活動顧問の職責については、「(仮称)部活動指導者ハンドブック」に記載し、周知できるよう関係各課と調整していく。</li> <li>部活動顧問から定期的に学校管理職へ報告が上がる仕組み(会議体、ルール)の構築を関係各課と調整しながら行っていく</li> </ul>
		顧問、監督とコ-チ間の職責の整理など		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>鍋蓋式の学校の組織構造の中で同一部活動内の指導者間の職責や指揮命令関係を整理することは困難であるが、今後更に学校管理職が各部活動組織の実態を把握、ガバナンスに関与する中で、各顧問に対する学校長の職務命令の内容によってそれぞれの職責を整理していく。</li> </ul>
	② 管理職が部活動の状況を把握出来る仕組みづくり	管理職等による部活動の定期巡回		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職等による部活動の定期巡回(通常の活動と大会の視察等)はかねてより行っているところであるが、昨年度の一連の体罰事案を受け、その頻度を強化しているところである。しかしながら、なお学校間で濃淡が見られるため、部活動方針に示す中、更なる徹底に努めていく。</li> </ul>
		「(仮称)各学校部活動顧問会議」の設置		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校部活動顧問による会議や打ち合わせの場については、各校において何らかの形で設置されているが、頻度や協議内容についてはそれぞれ異なる。</li> <li>そのため、今回策定の高等学校部活動方針においては、会議の定期的な開催と経験の浅い顧問への運営・指導方法のアドバイスの場としての活用を明記したところである。</li> <li>中学校においても、同様の周知徹底を行っていく。</li> </ul>
(2) 児童や生徒達から学校管理職(又は教育委員会)に意見が言え、また、生徒主体で部活動の運営を考えることが出来る仕組みづくり	① 児童生徒(部員)からの相談体制の充実	担任以外の相談窓口設定(スクールカウンセラ-など)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈学校における相談窓口〉</li> <li>・中学校17校、小学校13校(連携校28校)、市立高等学校3校にスクールカウンセラ-を配置し、児童生徒及び保護者、教職員のカウンセリングを実施</li> <li>〈いくしあ相談窓口〉</li> <li>・「いくしあ」における教育相談では、8名のカウンセラ-を配置し、電話および面談にて「教育相談」を実施(その他(部活動内の相談体制))</li> <li>・中高共に大半で複数顧問制が採用されていることから、これを活用した相互の相談の受入について各顧問を指導するとともに、生徒にも活用を呼び掛けていく。</li> </ul>	
		尼崎市子どもの育ち支援センターの教育相談機能の活用(運用済)、中学校向けいじめ通報アプリSTOPitの市立高校への拡大		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに市立高等学校の全生徒に向け、アプリ活用の授業の実施(令和2年度から)</li> <li>・「脱いじめ傍観者授業」を通じてSOSを出すことの重要性を学習し、授業内でアプリ登録を行い、いつでも相談できる環境を構築した。</li> </ul>
		ネットでの体罰通報窓口、体罰や虐待にかかるとする事案を定期的に把握できるしくみ(アンケートなど)		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールによる体罰通報窓口(市長部局・教育委員会)については令和元年度より継続中</li> <li>・子ども青少年局が令和2年度実施した市立の小中高の全児童生徒向けの子どもの人権アンケートの結果を受け、教育委員会として必要な対応を行っていく。</li> </ul>
	② 「(仮称)キャプテン会議」の設置	各部の代表者が集まり定期的に情報交換を図る「(仮称)キャプテン会議」を設け、各部の課題を発見し、生徒による自主的な部活動の改善体制を構築する。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回策定の高等学校部活動方針に各学校において設置する旨盛り込んだ。</li> <li>中学校については一部の学校で既に実施はされているが、令和3年度中にすべての中高での設置を目指す。</li> <li>また、単なる連絡会議ではなく、会議でまとまった意見や課題が部活動顧問会議や学校管理職に上申される仕組みについても統一的に構築する。</li> </ul>
(3) 部活動予算や備品等の実態からみたスクールガバナンスの課題	① 部活動にかかる予算や備品管理の徹底	各部活動における部費の実態を把握するとともに、可能な限り負担を軽減する努力を行いつつ、寄付も含めた会計を透明化すること。(寄付備品を含む)		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校各部の活動費の執行については、健全な収支報告をするよう引き続き指導に努める。</li> <li>・厳しい財政事情による学校配当予算の課題や、自主性・自発的参加という部活動の性質(学習指導要領)から、部活動の運営は寄付や受益者負担に頼らざるを得ないが、負担の軽減と透明な会計管理について徹底していく。</li> </ul>



項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			
		取組済	一部取組済	検討中	
<b>6 開かれた部活動の実現</b>					
(1) 顧問と生徒の閉鎖空間にならないために	① 「(仮称)部活動見学デー」の実施	保護者、進学や入部を目指している児童生徒、地域住民に部活動について理解してもらえるよう「(仮称)部活動見学デー」を設ける等の取組を進めること。		○	市立尼崎高校特色づくり推進事業(6-2)-①参照)において地域に開かれた学校づくりをその柱の一つに据えており、当該取組の一環として市ニフェスタという地域向けのスポーツ・文化フェスティバルを企画し、各部活動に親しめる場等も積極的に設けていくこととしている。 他の中・高校についても各学校部活動の見学や各部活動単位の保護者会等年に1回以上実施するよう指導していく。
	② 生徒がスポーツ指導の在り方について考える機会の確保	生徒自身が、スポーツ指導の在り方について考え、提言・発表する機会を作ること。		○	6-2)-①参照 市尼高校体育科生徒に従来から課している卒業論文について、新たなカリキュラムのもとで学術的にも高いレベルのものとし、学校内外に示していく。 今年度導入のPC、動作分析ソフトを利用して、生徒自身が理論的に分析・研究を行うよう取り組んでいく。
(2) 市立尼崎高校体育科の教育課程の見直し	① 教育課程の見直し	市尼体育科が、将来競技者や指導者としてだけでなくスポーツ関連産業など広くスポーツ振興を担う人材を育成する学科となるよう、単に、自分の専門とする競技に関する技能を運動部活動で伸ばすだけでなく、スポーツの振興を担うに足る必要な幅広い知識と技能を学ぶことができるような教育課程を編成すること。 また、実技に偏らず、体罰によらない科学的な指導法を学ぶための基礎的な科目(例えば、コーチング論やスポーツ安全、運動生理学など)を体系的に配置し、かつ、生徒が自分で調べまとめ発表する機会を確保するなど、教育内容・方法のいずれの観点からも工夫すること。		○	令和3年度向け市の主要事業の一つとして「市立尼崎高校特色づくり推進事業」を実施。当該取組の主要な取組として体育科専門科目改変を次のとおり実施 1 専門科目の内容を①スポーツを文化的、社会的視点で学ぶ、②様々なスポーツの特性を学ぶ、③スポーツを科学的視点で学ぶ、④スポーツの理論と実践を融合する、の4つの視点から見直し、課題解決型の学習を展開する。 2 大阪市立桜宮高等学校との友好連携協定を締結し、改革事例を先進事例として取り入れ、生徒の交流、教育及び研究活動に関すること等に取り組み、学校改革を進めていく。 3 専門科目を展開していくうえで、スポーツ生理学等の授業に際して大阪体育大学との高大連携協定を締結し特別講座等を実施している。
<b>7 部活動等と保護者との適切な関係について</b>					
(1) 部活動と保護者との適切な関係づくり	① 不祥事等発生時の保護者への適正な対応	「保護者の意向」を隠れ蓑にして、不祥事をなかつたことにするような判断は断じて許されない。		○	1-1)-② 2-2)-② 参照
	② 進路指導の生徒の自主性の尊重	部活動顧問が進路指導に関与していることによって、部活動における顧問と生徒・保護者との主従関係が固定化されることは望ましくなく、生徒の主体性を重視した進路指導など、進路指導の方針を学校としてしっかりと定め、組織的に進めていく必要がある。		○	【高校】 進路指導に関して、部活動顧問とHR担任の情報共有を密にしていくこと、保護者と生徒との面談も密にすることで生徒の意思確認を行うよう要請済 大学や実業団に太い人脈を持つ部活動顧問であっても生徒の意思を尊重した進路指導を組織的に行っていく。 【中学校】 部活動による高校進学については、県内外において学校長推薦が必要となることから、顧問が個別に話を進めるのではなく、進路担当や担任も含めて、本人保護者との面談を通して進めていく。 併せて、生徒の進路相談にかかる窓口の充実も図っていく。